京都大学清風荘第二中門	木造、檜皮葺、間口一・〇メートル	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一
京都大学清風荘正門	木造、瓦葺、間口二・一メートル、袖塀付	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一

○文部科学省告示第百七十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、平成二十四年十二月十三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月十三日

文部科学大臣　田中眞紀子

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
横屋酒造物置	木造平屋建、スレート葺、建築面積一一平方メートル	平成十五年文部科学省告示第二十六号	岩手県一関市千厩町千厩字北方一三四―一
荒巻配水所旧管理事務所	鉄筋コンクリート造平屋建一部二階建、建築面積一〇四平方メートル	平成十一年文部省告示第百五十六号	宮城県仙台市青葉区国見三―六―一地先
角星旧酒造工場	木造平屋建、鉄板葺、建築面積八一平方メートル	平成十五年文部科学省告示第二十六号	宮城県気仙沼市魚町二―一―九
佐藤家住宅板倉	木造二階建、鉄板葺、建築面積二七平方メートル	平成十九年文部科学省告示第百四十三号	宮城県気仙沼市波路上杉ノ下八四―四
旧四倉銀行	鉄筋コンクリート造二階建、建築面積一三〇平方メートル、塔屋付	平成十九年文部科学省告示第百二十九号	福島県いわき市四倉町字東四―二八
志村家住宅物置	木造平屋建、瓦葺、建築面積一八平方メートル	平成十八年文部科学省告示第百四十七号	東京都世田谷区成城三―六―一六
飯田家住宅作業小屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積五七平方メートル	平成十七年文部科学省告示第百八十四号	長野県安曇野市豊科高家六〇四―一
野田家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一四九平方メートル	平成二十一年文部科学省告示第四号	岐阜県各務原市川島渡町字城屋敷七三三
日本カトリック教会谷津巡回教会	木造平屋建、瓦葺、建築面積八八平方メートル	平成九年文部省告示第百二十七号	静岡県静岡市葵区谷津三八九
池永一子家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一三〇平方メートル	平成十二年文部省告示第百六十一号	和歌山県橋本市橋本二―八三―二
池永一子家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一三平方メートル	平成十二年文部省告示第百六十一号	和歌山県橋本市橋本二―八三―二

○農林水産省告示第二千五百七十号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十四年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマーＫＱ５００Ａ	212013	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第二千五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡あさぎり町上南字麓二八三〇の二、二八三四、二八四〇、二八四一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字麓二八三〇の二・二八四〇・二八四一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及びあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字槻木字源蔵屋敷四六九の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字源蔵屋敷四六九の六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰